

令和3年第2回四万十町議会臨時会

議案説明資料

令和3年5月10日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第４号	専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）	1
報告第５号	専決処分の報告について（訴えの提起について）	3
報告第６号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	5
承認第１号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度四万十町一般会計補正予算（第９号））	6
承認第２号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例等の一部を改正する条例）	10
承認第３号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	25
承認第４号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町介護保険条例の一部を改正する条例）	27
承認第５号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町手数料条例の一部を改正する条例）	29
同意第２号	教育委員会委員の任命について	33
同意第３号	固定資産評価員の選任について	35
同意第４号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	36
同意第５号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	36
同意第６号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	36
議案第７６号	四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	38

■報告第4号 専決処分の報告について(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について)

【要旨】

令和元年11月18日に議決を経た小久保川上池災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項(平成18年四万十町議会告示第4号)第3項の規定に基づき、令和3年3月29日に専決処分しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告するものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	小久保川上池災害復旧工事
工 事 場 所	四万十町 西原 地内
請 負 代 金 額	〔変更前〕 111,375,000 円 (10,125,000 円) 〔変更後〕 112,662,000 円 (10,242,000 円) 〔増減額〕 1,287,000 円 (117,000 円) () 内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
契 約 の 相 手 方	四万十町若井字若松 40 番 8 有限会社トシマ建設 代表取締役 山野上 貴之

【主な変更内訳】

項 目	変更理由
1. 水替工	降雨時の池内流入水量が当初想定より多く、底樋のみでは排出が間に合わず施工に支障があるため、排水ポンプの運転日数を増加した。(約 160 万円増)
2. 均しコンクリート工	遮水シートの設置にあたり底盤を確認した際、岩が露出していたため、設置面の整形を追加した。(約 60 万円増)
3. 産廃処分	地盤改良時のセメント系固化材等の搬入に大型土のうを使用したことにより、その廃棄物処理費を追加した。(約 10 万円増)
4. 仮設道路工	仮設道路の撤去について、地元からの要望により存置することとしたため撤去不要となった。(約 100 万円減)

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1・2 （略）

3 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の 10 分の 1 を超えず、かつ、500 万円以下である変更契約を締結すること。

4～6 （略）

■報告第5号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

【要旨】

学校給食費等滞納者に対し、以下のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第6項の規定により令和3年4月19日に専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【事件の概要】

平成21年4月から平成30年3月まで四万十町内の小学校及び中学校に在籍していた児童及び生徒に係る学校給食費の滞納について、再三にわたり催告書を送付し請求してきたが納付されず、本町と交わした分割納付誓約も履行されなかったため、同様に滞納していた水道使用料及び町営住宅使用料も含めて一括支払いを求める支払督促を令和3年2月19日に高知簡易裁判所へ申し立てた。

その後、相手方から分割での納付を求める督促異議の申立てが行われたことにより、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条に基づき訴えがあったものとみなされたため、訴訟を提起したもの。

【訴えの内容】

相手方	高知市 [REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]
訴えの要旨	四万十町は、相手方に対し、次のとおり請求する。 (1) 学校給食費 969,028 円、水道使用料 173,660 円及び町営住宅使用料 113,400 円の支払（合計 1,256,088 円） (2) 訴訟費用の支払
訴訟遂行の方針	(1) 税務課職員を訴訟代理人と定める。 (2) 相手方から全額を支払う旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 ～ 5 略

6 債権の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関し、1 件（各科目ごと）につき 100 万円未満のもの

民事訴訟法（抜粋）

（督促異議の申立てによる訴訟への移行）

第 395 条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

■報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

本町が管理する自動車による物損事故の損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第2項の規定に基づき、令和3年4月28日に専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発 生 場 所	四万十町古市町5番1号
概 要	令和3年2月21日10時頃、四万十清流消防署にて消防車を駐車しようとした際に建物のシャッター枠を損傷したものの。
損 害 賠 償 額	110,000 円 内訳 (建物修理費用、町の過失割合10割)
相 手 方	須崎市山手町1番7号 高幡消防組合 組合長 楠瀬 耕作

〔事故発生現場〕

〔損傷部位：建物のシャッター枠〕



【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。
2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

- 1 （略）
- 2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの
- 3～6 （略）

■承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度四万十町一般会計補正予算(第9号))

【要旨】

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和3年3月31日付けで専決処分に付した令和2年度四万十町一般会計補正予算第9号について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

先の議会3月定例会で審議された令和2年度一般会計補正予算第8号の決定後において、ふるさと納税で見込額を超える寄附金があったため、ふるさと支援基金積立金について同額の追加計上を行ったものです。

また、寄附金の増額に伴い、ふるさと納税取扱手数料が増加見込みとなったため、その他の経費についても精査してふるさと納税推進事業費を追加計上し、ふるさと支援基金活用事業の見直しを行った結果、歳入歳出それぞれ40,000千円を追加計上したものです。

【補正内容】

令和2年度四万十町一般会計補正予算(第9号)第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり

【各種基金の状況】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 （略）

各種基金の状況（全会計）

単位：千円

会計区分	基金名		令和元年度 末残高 A	令和2年度		2年度		令和2年度 末残高見込 G (A+F)	
				積立額		取崩額 D	歳計剰余 金処分 E		計 (年度中増減) F (B+C-D+E)
				利子積立 B	予算積立 C				
一般会計	基金	財政調整基金	3,968,198	7,934			240,000	247,934	4,216,132
		減債基金	1,093,116	1,555	2,124	19,500		▲ 15,821	1,077,295
		その他特定目的基金	5,978,922	8,010	(20,000) 1,984,152	(20,229) 1,405,264		(▲ 229) 586,898	(▲ 229) 6,565,820
		施設等整備基金	1,497,562	2,115	35,970	24,700		13,385	1,510,947
		ふるさと創生基金	134,112	188				188	134,300
		地域振興基金	24,941	35				35	24,976
		地域福祉基金	280,107	393		3,000		▲ 2,607	277,500
		中山間ふるさと水と土保全基金	22,812	32				32	22,844
		農業集落排水事業振興基金	6,819	10				10	6,829
		新しい町づくり基金	78,462	110		49,400		▲ 49,290	29,172
		合併特例債まちづくり基金	1,510,600		107,900			107,900	1,618,500
		ふるさと支援基金	1,848,265	4,230	(20,000) 1,475,000	(20,229) 1,120,964		(▲ 229) 358,266	(▲ 229) 2,206,531
		園芸作物価格安定基金	85,000						85,000
		過疎地域自立促進特別事業基金	268,224	555	188,800	155,000		34,355	302,579
		防災まちづくり基金	179,102	326	47,000	19,100		28,226	207,328
		学校施設等整備基金	11,030	16	316			332	11,362
		森林環境整備基金	31,886		129,166	33,100		96,066	127,952
		積立基金計	11,040,236	17,499	(20,000) 1,986,276	(20,229) 1,424,764	240,000	(▲ 229) 819,011	(▲ 229) 11,859,247
	計	定額運用基金	土地開発基金	213,361	326			326	213,687
			奨学資金貸付基金	121,527	86			86	121,613
			県証紙基金	693					693
			定額運用基金計	335,581	412			412	335,993
		一般会計合計	11,375,817	17,911	(20,000) 1,986,276	(20,229) 1,424,764	240,000	(▲ 229) 819,423	(▲ 229) 12,195,240
特別会計	国保	国保財政調整基金	266,437	880		78,000		▲ 77,120	189,317
		国保高額医療費貸付基金	10,566	12				12	10,578
	診療所	大正診療所財政調整基金	0						0
		十和診療所財政調整基金	2,317	25		2,342		▲ 2,317	0
	介護	介護財政調整基金	154,126	322		20,000	25,000	5,322	159,448
	特養	特別養護老人ホーム窪川荘基金	75,660	1	36,516			36,517	112,177
		特別養護老人ホーム四万十荘基金	6,002	6		6,008		▲ 6,002	0
	特別会計合計	515,108	1,246	36,516	106,350	25,000	▲ 43,588	471,520	
基金総合合計			11,890,925	19,157	(20,000) 2,022,792	(20,229) 1,531,114	265,000	(▲ 229) 775,835	(▲ 229) 12,666,760

注）上段（ ）書きは今回補正額

基金名	款	項	目	事業名	事業内容	基金充当額		
						補正前	補正額	補正後
施設等整備基金	2	1	5	ケーブルシステム管理運営事業	光ケーブル増設委託	2,300		2,300
	2	1	3	大正地域振興局資材倉庫改修事業	資材倉庫改修工事	2,700		2,700
	6	1	3	地場産業振興センター改修事業	壁面防水塗装工事	1,500		1,500
	10	3	1	窪川中学校防火扉改修事業	防火扉改修工事	11,100		11,100
	10	4	5	緑林公園施設改修事業	ゲートボール場屋根改修工事	4,200		4,200
	10	4	6	ふるさと未来館屋上防水改修事業	屋上防水改修工事	2,900		2,900
	計					24,700	0	24,700
	地域福祉基金	3	1	3	障害者福祉計画等策定事業	障害者福祉計画等策定業務委託	3,000	
計					3,000	0	3,000	
新しい町づくり基金	10	1	2	ICT教育推進事業	学校校務用パソコンリース	35,600		35,600
	10	4	4	文化的施設整備事業	文化的施設整備アドバイザー委託	13,800		13,800
	計					49,400	0	49,400
ふるさと支援基金	(1) ふるさとの豊かな地域資源を活用した地場産業の振興に関する事業				別頁「ふるさと支援基金」充当先一覧参照	143,476		143,476
	(2) ふるさとでいつまでも健やかに暮らせる高齢者支援に関する事業				〃	183,942		183,942
	(3) ふるさとの未来を担う子ども支援に関する事業				〃	343,726	20,229	363,955
	(4) ふるさと四万十川の保全、観光及び交流の振興に関する事業				〃	138,546		138,546
	(5) ふるさとを守り元気にする人づくりと地域づくりに関する事業				〃	92,909		92,909
	(6) その他目的達成のために町長が必要と認める事業				〃	186,136		186,136
	ふるさと支援寄附金以外の積立分				小鳩保育所備品購入	8,349		8,349
					消防西分署公用車等購入	3,651		3,651
	計					1,100,735	20,229	1,120,964
過疎地域自立促進特別事業基金	2	1	6	移住定住促進事業	若者定住促進支援補助金、家族支え合い居住支援事業補助金	21,000		21,000
	3	1	1	あったかふれあいセンター事業	事業委託	31,900		31,900
	3	1	2	在宅介護手当	在宅介護手当	18,700		18,700
	4	1	1	24時間電話健康相談事業	業務委託等	3,100		3,100
	5	1	1	雇用促進事業	社員研修促進事業補助金	2,500		2,500
	6	1	3	新規就農者定着促進事業	新規就農推進事業費補助金、壮年就農給付金、農業後継者支援給付金	1,700		1,700
	6	2	2	四万十川流域豊かな森林保全整備事業	作業道開設、搬出・切捨間伐補助	60,000		60,000
				特用林産生産体制支援事業	特用林産生産基盤支援事業費補助金(椎茸栽培用原木、木炭生産用原木、栗苗木)	5,200		5,200
	10	5	1	四万十川桜マラソン事業	実行委員会補助	10,900		10,900
	計					155,000	0	155,000
防災まちづくり基金	9	1	5	備蓄用備品購入事業	避難タワー設置備品購入	300		300
				自主防災育成事業	自主防災組織活動支援事業補助金、自主防災組織連絡協議会活動補助金	9,100		9,100
				防災施設整備事業	屋外貯蔵所整備	800		800
					河川監視カメラ整備	1,900		1,900
					衛星携帯電話整備	400		400
					地域避難施設等整備事業費補助金	1,100		1,100
					避難所等土砂災害対策	5,500		5,500
				計				
森林環境整備基金	6	2	2	四万十ヒノキ普及啓発販売促進事業	事業委託	10,000		10,000
				四万十町バイオマス利用推進事業	脱炭素化推進事業実現可能調査委託料	2,000		2,000
				林業事業体担い手育成支援事業	林業事業体担い手育成支援事業補助金	12,000		12,000
				木材流通販売促進支援事業	木材流通販売促進支援事業補助金	2,000		2,000
				林内路網改良事業	林内路網改良事業補助金	1,900		1,900
				森林経営管理事業	事業委託等	5,200		5,200
				計				
特定目的基金 計						1,385,035	20,229	1,405,264

☞ 令和2年度「ふるさと支援基金」充当先一覧

※ふるさと支援寄附金以外の積立分を除く 単位：千円

事業区分	事業名	基金充当額		
		補正前	補正額	補正後
(1)	ふるさとの豊かな地域資源を活用した地場産業の振興	143,476	0	143,476
	地域資源振興プロジェクト事業	1,800		1,800
	環境保全型農業推進事業	141		141
	栗再生プロジェクト推進事業	666		666
	御成婚の森管理育成事業	761		761
	四万十ヒノキ販売促進事業	256		256
	鳥獣被害対策事業	30,862		30,862
	シカ個体数調整事業	6,400		6,400
	自伐林業者等育成事業	10,500		10,500
	森林・山村多面的機能発揮対策支援事業	851		851
	町有林管理整備事業	26,196		26,196
	企業立地等促進事業	16,455		16,455
	商工会運営育成指導事業（賑わい街づくり・創業支援分）	4,874		4,874
	商工業振興事業	12,000		12,000
	商店街等振興計画推進事業	4,874		4,874
	地産外商推進事業	16,840		16,840
	農業環境整備事業	10,000		10,000
(2)	ふるさとでいつまでも健やかに暮らせる高齢者支援	183,942	0	183,942
	コミュニティバス運行委託事業	7,124		7,124
	高齢者等外出支援事業（福祉タクシー・バス）	13,234		13,234
	配食サービス事業	10,905		10,905
	中山間地域介護サービス確保対策事業	5,678		5,678
	国保診療所運営事業（特別会計繰出金）	137,001		137,001
	生活環境整備事業	10,000		10,000
(3)	ふるさとの未来を担う子ども支援	343,726	20,229	363,955
	特別支援学校通学支援事業	3,360		3,360
	保育所体験活動事業	495		495
	小鳩保育所備品購入事業	2,175		2,175
	放課後児童健全育成事業	2,363		2,363
	私立保育所運営支援事業	109,467		109,467
	多子世帯保育料軽減事業（第3子以降無料・第2子半額）	7,079		7,079
	公立保育所管理運営事業	0	20,229	20,229
	子育て支援センター管理運営事業	7,024		7,024
	安心子育て支援事業（出産祝金）	10,000		10,000
	乳幼児・児童医療費助成事業	26,267		26,267
	母子保健事業（妊婦健診通院費・不妊治療費助成、新生児聴覚検査等）	7,309		7,309
	乳幼児健診事業	2,267		2,267
	スクールバス購入事業	4,746		4,746
	I C T教育推進事業	25,620		25,620
	教育研究所運営事業	12,700		12,700
	教育支援センター運営事業	6,535		6,535
	学校管理事業〔小学校〕	75,570		75,570
	学校活動等補助金交付事業〔小学校〕	322		322
	学校管理事業〔中学校〕	25,247		25,247
	学校活動等補助金交付事業〔中学校〕	3,942		3,942
	放課後子どもプラン推進事業	11,238		11,238

事業区分	事業名	基金充当額		
		補正前	補正額	補正後
(4)	ふるさと四万十川の保全、観光及び交流の振興	138,546	0	138,546
	四万十川対策事業	16,135		16,135
	地域資源映像撮影・活用事業	6,952		6,952
	広報戦略推進事業	1,411		1,411
	四万十川一斉清掃	90		90
	四万十川景観整備委託事業	981		981
	四万十川総合保全機構負担金	3,130		3,130
	四万十川漁業振興協議会負担金	150		150
	四万十川再生事業	14,065		14,065
	合併浄化槽設置整備事業	6,323		6,323
	四万十川方式浄化システム管理事業	13,728		13,728
	四万十川環境保全対策事業	1,313		1,313
	水産業振興補助事業	3,844		3,844
	ホビー館関連推進事業	9,294		9,294
	観光施設管理事業	37,171		37,171
	イベント事業	1,105		1,105
	観光振興事業	22,854		22,854
(5)	ふるさとを元気にする人づくりと地域づくり	92,909	0	92,909
	地域情報発信事業	4,400		4,400
	公共施設Wi-Fi（無線通信）環境整備事業	1,000		1,000
	小規模地域別人口推計事業	861		861
	情報共有促進事業	305		305
	食品ロス削減啓発事業	1,245		1,245
	地区活動支援事業	20,352		20,352
	集会施設整備事業	2,391		2,391
	移住定住促進事業（空き家活用促進事業補助金）	4,864		4,864
	婚活推進事業	100		100
	人材育成推進事業	49,933		49,933
	就農・定住促進事業	672		672
	住宅リフォーム支援事業	6,786		6,786
(6)	その他の目的達成のために町長が必要と認める事業	186,136	0	186,136
	道路維持補修事業	67,000		67,000
	道路安全対策事業	9,000		9,000
	新型コロナウイルス感染症緊急対策事業	105,360		105,360
	農業経営収入保険制度緊急支援事業	37		37
	木材流通改善支援事業	2,639		2,639
	マタニティママ応援給付金	2,100		2,100
ふるさと支援基金繰入金 計		1,088,735	20,229	1,108,964

繰入金	内訳
-----	----

〔予算計上額〕	〔繰入計画額〕
① 継続（H27以前からの既存事業）分	7億6,842万円 / 7億8,700万円 ふるさと納税関連経費相当額
② 新規（H28以降の新規拡充事業）分	3億4,055万円 / 6億8,300万円 事業利益相当額
③=①+② R2年度予算計上 計	11億897万円 / 14億7,000万円 R2繰入計画額計

■承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町税条例等の一部を改正する条例)

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）が令和3年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【主な条例改正内容】

1. 軽自動車税

(1) 環境性能割の税率区分の見直し

軽減対象者の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直します。

(2) 環境性能割の臨時的軽減の延長

環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とします。

この措置による減収については、全額国費で補てんされます。

〔現行／令和元・2年度〕

燃費性能等		税率	臨時的軽減
電気自動車 天然ガス自動車		非課税	非課税
ガソリン車・ハイブリット車	2020年度基準 +20%達成		
	2020年度基準 +10%達成		
	2020年度基準 達成	1%	
上記以外		2%	1%



〔改正案／令和3・4年度〕

燃費性能等		税率	臨時的軽減
電気自動車 天然ガス自動車		非課税	非課税
ガソリン車・ハイブリット車	2030年度基準 85%達成		
	2030年度基準 75%達成		
	2030年度基準 60%達成	1%	
上記以外 又は2020年度基準 未達成車		2%	1%

※ガソリン車・ハイブリット車は、平成17年度排出ガス基準75%以上低減または平成30年度排出ガス基準50%低減達成車

(3) 種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し

グリーン化特例（軽課）は、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定したうえで、特例の期限を2年間延長します。

〔現行〕

軽課期間：H31. 4. 1～R3. 3. 31

軽課期間：取得の翌年度のみ

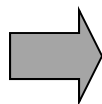
区 分		軽減率
電気自動車 天然ガス自動車		75% 軽減
乗用	2020 年度基準+30%達成	50% 軽減
貨物	2015 年度基準+35%達成	
乗用	2020 年度基準+10%達成	25% 軽減
貨物	2015 年度基準+15%達成	

〔改正案〕

軽課期間：R3. 4. 1～R5. 3. 31

軽課期間：取得の翌年度のみ

区 分		軽減率
電気自動車 天然ガス自動車		75% 軽減



グリーン化特例（軽課）の対象外とすることについて令和元年度税制改正で法制化済

2. 個人住民税

住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応

所得税において控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額(※)の範囲内で個人住民税から控除する措置を講ずるものです。

(※)住民税の控除限度額：所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）

この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補てんされます。

〈所得税における措置〉

- ・控除期間13年間の特例について延長し、一定の期間(※)に契約した場合、令和4年末まで（現行要件：令和2年末まで（新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合は令和3年末まで））の入居を対象とする。

(※)新築

⇒ 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

建売・中古・増改築等 ⇒ 令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

- ・上記の延長分については、合計所得金額1,000万円以下の者について床面積40㎡～50㎡（現行要件：50㎡以上）の住宅も対象とする特例措置を講ずる。

3. 固定資産税

土地の固定資産税の課税標準額・税額の据え置き

宅地等及び農地の負担調整措置（固定資産税評価額が急激に増額した場合でも、税負担が急激に増えないように、税額計算の基となる課税標準額を徐々に増やす仕組み）については、令和3年度から令和5年度までの間、改正前の負担調整措置の仕組みを継続します。

その上で、令和3年度限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同様とします。

【施行期日】

令和3年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

承認第1号に同じ

四万十町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正（平成18年四万十町条例第53号）

改正後	改正前
(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第36条の3の2 (略) 2・3 (略) 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び<u>第53条の9第3項</u>において同じ。）により提供することができる。 5 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 (略) 2・3 (略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 (略) (特別徴収税額) 第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。	(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第36条の3の2 (略) 2・3 (略) 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項<u>において同じ。</u>）により提供することができる。 5 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 (略) 2・3 (略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 (略) (特別徴収税額) 第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

改正後	改正前
(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、<u>次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。</u>）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額 (2) (略) 2 (略) (退職所得申告書) 第53条の9 (略) 2 (略) <u>3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u> <u>4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</u> (環境性能割の税率) 第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項（同条第4項<u>又は第5項</u>において準用する場合を含む	(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、<u>次条第2項及び</u>第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額 (2) (略) 2 (略) (退職所得申告書) 第53条の9 (略) 2 (略) (環境性能割の税率) 第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項（同条第4項 <u> </u>において準用する場合を含む

改正後	改正前
む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項 (同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2 (3) (略) 附 則 (土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第11条 (略) (令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例) 第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格 (法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格 (法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格 (法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産	む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項 (同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2 (3) (略) 附 則 (土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第11条 (略) (令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例) 第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格 (法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格 (法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格 (法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。 (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産

改正後	改正前
産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を乗じて得た額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項	産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額 （当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額 （当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を乗じて得た額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項

改正後	改正前
の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。 （農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例） 第13条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この条に</u>	の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。 （農地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例） 第13条 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額

）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水

改正後	改正前
準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（<u>令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（<u>を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</u>
(略)	(略)
(特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 (略) (軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は<u>第5項</u>において準用	(特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>平成30年度から令和2年度までの</u>各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 (略) (軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項 <u>第5項</u>において準用

改正後	改正前
する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第15条の2の2（略） 2 果知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車税法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 3・4（略） （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第7項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)	する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第15条の2の2（略） 2 果知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車税法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 3・4（略） （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)

改正後	改正前
欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
<u>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <u>6 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	
<u>7 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句</u>	

改正後	改正前
<u>は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2・3 (略) (東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第22条 (略) 2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3・4 (略) (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第26条 (略) <u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u>	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2・3 (略) (東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第22条 (略) 2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3・4 (略) (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第26条 (略)

第2条による改正（四万十町税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第29号））

改正後	改正前
第2条 四万十町税条例の一部を次のように改正する。 (中略) 第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は第68条の91第4項及び第10項」を削り、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第3項及び第9項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第60項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第60項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「<u>第321条の8第69項</u>」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項	第2条 四万十町税条例の一部を次のように改正する。 (中略) 第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は第68条の91第4項及び第10項」を削り、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第52項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第52項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「<u>第321条の8第61項</u>」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項

改正後	改正前
とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。 第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「町（町・村）民税」を「町民税」に改める。 <u>第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。</u> （中略） 附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。 <u>附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。</u>	とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。 第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「町（町・村）民税」を「町民税」に改める。 <u>第52条第4項</u> から第6項までを削る。 （中略） 附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

■承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

【要旨】

国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づき、市町村はその判断により国民健康保険税の減免を行うことができるとされてます。これにより令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者等に対して、国民健康保険税の減免等を行ってきましたが、令和3年度においても継続されることが示されたことから、条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【減免の対象となる世帯及び額】※改正なし

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次のアからウの全てに該当する世帯
 - ア 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - イ 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免の対象となる保険税】

令和3年度分の保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

また、減免対象となる被保険者に係る令和2年度相当分の保険税額であって、令和2年度末に資格を取得したことにより令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するもの。

【施行期日】

令和3年4月1日

【根拠法令】

承認第1号に同じ

【新旧対照表】

改正後	改正前
附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免) 18 町長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規程で定めるところにより、<u>令和3年度分（令和2年度末に資格を取得したことによる令和2年度相当分を含む。）</u>の国民健康保険税（<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</u>の間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに<u>限る。</u>）を減免することができる。 (1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、<u>世帯の主たる生計維持者</u>が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、<u>世帯の主たる生計維持者</u>の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯であって、次のいずれにも該当するもの ア～ウ （略）	附 則 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免) 18 町長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規程で定めるところにより、<u>令和元年度分及び令和2年度分</u>の国民健康保険税（<u>令和2年2月1日から令和3年3月31日まで</u>の間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに<u>限り、被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。</u>）を減免することができる。 (1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、<u>生計を主として維持する者</u>が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、<u>生計を主として維持する者</u>の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯であって、次のいずれにも該当するもの ア～ウ （略）

■承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町介護保険条例の一部を改正する条例)

【要旨】

介護保険料においては、特別な理由がある被保険者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第142条の規定に基づき、市町村は条例で定めるところにより、介護保険料（以下「保険料」といいます。）の減免を行うことができるとされています。

これにより令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者等に対して保険料の減免等を行ってきました。令和3年度においても継続されることが示されたことから、条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【減免の対象となる世帯及び額】 ※改正なし

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な疾病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」といいます。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯
 - ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
 - イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

【減免の対象となる保険料】

令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

また、減免対象となる被保険者にかかる令和2年度相当分の保険料であって、令和2年度末に資格を取得したことにより令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するもの。

【施行期日】

令和3年4月1日

【根拠法令】

承認第1号に同じ

【新旧対照表】

改正後	改正前
附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免） 第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、<u>令和3年度分（令和2年度末に資格を取得したことによる令和2年度相当分を含む。）の保険料（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り。）を減免することができる。</u> （1） 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、その属する世帯の<u>主たる生計維持者</u>が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 （2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の<u>主たる生計維持者</u>の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる第1号被保険者であつて、次のいずれにも該当するもの ア・イ （略） 2・3 （略）	附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免） 第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、<u>令和元年度分及び令和2年度分の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）を減免することができる。</u> （1） 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、その属する世帯の<u>生計を主として維持する者</u>が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 （2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の<u>生計を主として維持する者</u>の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる第1号被保険者であつて、次のいずれにも該当するもの ア・イ （略） 2・3 （略）

■承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町手数料条例の一部を改正する条例)

【要旨】

手数料については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができることされており、また、同法第228条第1項の規定により、条例でこれを定めなければならないとされています。

この度、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第73号）」が公布され、令和3年4月1日から施行されることに伴い条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【改正内容】

別表中、介護予防サービス計画の作成に係る手数料を次のとおり改定します。

項目	対象期間	手数料	
第1条による改正	令和3年 9月30日まで	初回	1件7,390円（改正前：7,310円）
		2回目以降	1件4,390円（改正前：4,310円）
第2条による改正	令和3年 10月1日以降	初回	1件7,380円
		2回目以降	1件4,380円

※厚生労働省告示に基づき、令和3年9月30日までの間については、新型コロナウイルス感染症に対応するための経過措置として、10円を加算するものです。

【施行期日】

第1条の規定は令和3年4月1日、第2条の規定は令和3年10月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

承認第1号に同じ

【参考法令等】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（抜粋）

別表

指定介護予防支援介護給付費単位数表

介護予防支援費

イ 介護予防支援費（1月につき） 438単位

注1 介護予防支援費は、利用者に対して指定介護予防支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準」という。）第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）について、所定単位数を算定する。

2 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、介護予防支援費は、算定しない。

ロ 初回加算 300単位

注 指定介護予防支援事業所（基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。ハにおいて同じ。）において、新規に介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。ハにおいて同じ。）を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

※1単位＝10円

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
附則（抜粋）

（基本報酬に係る経過措置）

第12条 令和3年9月30日までの間は、この告示による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費のイからハまで及びイからハまでの注5、訪問入浴介護費のイ、訪問看護費のイからハまで、訪問リハビリテーション費のイ、居宅療養管理指導費のイからホまで、通所介護費のイからハまで、通所リハビリテーション費のイからハまで、短期入所生活介護費のイ及びロ、短期入所療養介護費のイの(1)から(3)まで、ロの(1)から(5)まで、ハの(1)から(3)まで、二の(1)から(4)まで及びホの(1)から(7)まで並びに特定施設入居者生活介護費のイ及びハ、この告示による改正後の指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表のイ、この告示による改正後の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロ、介護保健施設サービスのイ及びロ、介護療養施設サービスのイの(1)から(4)まで、ロの(1)及び(2)並びにハの(1)から(3)まで並びに介護医療院サービスのイからハまで、この告示による改正後の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロ、夜間対応型訪問介護費のロ、地域密着型通所介護費のイ及びロ、認知症対応型通所介護費のイ及びロ、小規模多機能型居宅介護費のイ及びロ、認知症対応型共同生活介護費のイ及びロ、地域密着型特定施設入居者生活介護費のイ及びロ、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイから二まで並びに複合型サービス費のイ及びロ、この告示による改正後の指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費のイ、介護予防訪問看護費のイ及びロ、介護予防訪問リハビリテーション費のイ、介護予防居宅療養管理指導費のイからホまで、介護予防通所リハビリテーション費のイ、介護予防短期入所生活介護費のイ及びロ、介護予防短期入所療養介護費のイの(1)及び(2)、ロの(1)から(4)まで、ハの(1)及び(2)、二の(1)から(3)まで並びにホの(1)から(6)まで並びに介護予防特定施設入居者生活介護費のイ、この告示による改正後の指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロ、介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロ並びに介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロ、この告示による改正後の指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準別表指定介護予防支援介護給付費単位数表のイ、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数別表第一の1及び2並びに別表第二の1から3まで並びにこの告示による改正後の厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数別表の1から4までについて、それぞれの所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

四万十町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分	事務	単位	金額	区分	事務	単位	金額
(略)				(略)			
介護保険	介護予防サービス計画の作成	初回	1件につき	介護保険	介護予防サービス計画の作成	初回	1件につき
		2回目以降	1件につき			2回目以降	1件につき
			<u>7,390円</u>				<u>7,310円</u>
			<u>4,390円</u>				<u>4,310円</u>
(略)				(略)			

第2条による改正

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分	事務	単位	金額	区分	事務	単位	金額
(略)				(略)			
介護保険	介護予防サービス計画の作成	初回	1件につき	介護保険	介護予防サービス計画の作成	初回	1件につき
		2回目以降	1件につき			2回目以降	1件につき
			<u>7,380円</u>				<u>7,390円</u>
			<u>4,380円</u>				<u>4,390円</u>
(略)				(略)			

■同意第2号 教育委員会委員の任命について

【要旨】

教育委員会委員石崎豊史氏の任期が令和3年5月11日をもって満了することに伴い、その後任として岡澄子氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

【任命しようとする者】

氏 名	岡 澄子 （おか すみこ）
住 所	四万十町仁井田 XXXXXXXXXX
生 年 月 日	XXXX/XX/XX （65 歳）
職 業 、 政 党 等	無職、無所属
〔主な経歴〕	
昭和 52 年 4 月	窪川町職員採用
平成 22 年 7 月	四万十町教育委員会教育次長（平成 28 年 3 月末まで） ※平成 23 年度からの 4 年間は、学校教育課長を兼務
平成 28 年 3 月	定年退職
平成 28 年 4 月	四万十町教育研究所所長兼少年補導センター所長（令和 3 年 3 月末まで）

【現教育委員会委員】

氏名	年齢	性別	職業等	政党等	保護者	任期
坂本 維子	69	女	元保育士	無所属		R 元. 5. 12～R5. 5. 11
横山 順一	66	男	元教員	無所属		R2. 5. 13～R6. 5. 12
石崎 豊史	66	男	元教員	無所属		R 元. 9. 19～R3. 5. 11
佐々倉 愛	36	女	NPO 職員	無所属	○	H30. 5. 13～R4. 5. 12

※ 佐々倉委員は、法律第4条第5項の規定による保護者に該当する。

【根拠法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

■同意第3号 固定資産評価員の選任について

【要旨】

固定資産評価員松田好文氏の辞職に伴い、その後任として本町税務課長の吉岡範満氏を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

【任命しようとする者】

氏 名	吉岡 範満 （よしおか のりみち）
住 所	四万十町大井野 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED] (56 歳)
〔主な経歴〕	
昭和58年4月	窪川町職員採用
令和3年4月	四万十町税務課長

地方税法（抜粋）

（固定資産評価員の設置）	
第404条	市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。
2	固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。
3・4	（略）
（固定資産評価員の兼職禁止等）	
第406条	固定資産評価員は、次に掲げる職を兼ねることができない。
(1)	国会議員及び地方団体の議会の議員
(2)	農業委員会の委員
(3)	固定資産評価審査委員会の委員
2	固定資産評価員は、当該市町村に対して請負をし、又は当該市町村において経費を負担する事業について当該市町村の長若しくは当該市町村の長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であることができない。
（固定資産評価員の欠格事項）	
第407条	次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価員であることができない。
(1)	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
(2)	固定資産評価員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
(3)	前号に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられた者であつてその執行を終わつてから、又は執行を受けることがなくなつてから、2年を経過しない者
(4)	国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号）抜粋

（固定資産評価員の設置）	
第76条	町長の指示を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、町長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員1人を置く。
2	固定資産評価員は、非常勤無給の職とする。

■同意第4～6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

【要旨】

四万十町固定資産評価審査委員会委員3人の任期が令和3年5月11日をもって満了することに伴い、引き続き友永准一氏と金子仁氏を、また、新たな委員として竹本英治氏を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。

【選任しようとする者】

同意第4号

氏 名	友永 准一（ともなが じゅんいち）
住 所	四万十町上宮 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED]（69 歳）
〔主な経歴〕 ・ 建築業 ・ 四万十町選挙管理委員会委員（平成26年12月～、現在2期目） ・ 四万十町固定資産評価審査委員会委員（平成27年5月12日～、現在2期目）	

同意第5号

氏 名	竹本 英治（たけもと えいじ）
住 所	四万十町大井川 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED]（62 歳）
〔主な経歴〕 ・ 元四万十町職員（平成31年3月定年退職）在職中は5年2か月の税務経験を有する。	

同意第6号

氏 名	金子 仁（かねこ ひとし）
住 所	四万十町仕出原 [REDACTED]
生 年 月 日	[REDACTED]（42 歳）
〔主な経歴〕 ・ 司法書士 ・ 四万十町固定資産評価審査委員会委員（平成27年5月12日～、現在2期目）	

【根拠法令】

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第 423 条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4・5 （略）

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによって、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。

8・9 （略）

四万十町固定資産評価審査委員会条例（平成 18 年四万十町条例第 55 号）抜粋

（固定資産評価審査委員会の設置）

第 77 条 固定資産課税台帳に登録された価格（法第 389 条第 1 項、第 417 条第 2 項又は第 743 条第 1 項若しくは第 2 項の規定によって知事又は総務大臣が決定し、又は修正し、町長に通知したものを除く。）に関する不服を審査決定するために、町固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（審査委員会の委員の定数）

第 78 条 審査委員会の委員の定数は、3 人とする。

■議案第76号 四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 について

【要旨】

地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき固定資産の価格に関する不服の審査の手續等を定めている四万十町固定資産評価審査委員会条例について、審査申出書等の書面への押印及び署名を不要とし、納税者等の負担軽減を図るため、条例を改正するものです。

※ 固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された固定資産（土地、家屋及び償却資産）の価格に関する不服を審査するため市町村が設置する行政委員会です。〔地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5〕

【国における押印見直しの動向】

1. 規制改革推進に関する答申（令和2年7月2日規制改革推進会議決定）
 - 行政手續において、書面・押印・対面を求める全ての法令や慣行について、全面的に見直しを行うべき。
 - 押印原則については、押印を求める行政手續等について押印の必要性を検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止。押印を残す場合にも、電子的に代替できる方策を明確にする。
2. 令和3年度税制改正の大綱（令和2年12月21日閣議決定）
 - 国税と同様に、地方税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについて、原則、押印を不要とする。（令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類に適用）

【条例改正内容】

次に掲げる書面について、押印等を廃止します。

- ① 審査の申出者が提出する次の書面
 - ・ 審査申出書… 第4条
 - ・ 口述書… 第8条第4項
- ② 委員会において作成する次の書面
 - ・ 口頭による意見陳述調書 … 条例第7条第2項
 - ・ 口頭審理調書 … 第8条第7項
 - ・ 実地調査調書 … 第9条
 - ・ 議事調書 … 第10条

【施行期日】

公布の日

【根拠法令】

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会に関する条例又は規程事項） 第 436 条 この法律に規定するもののほか、固定資産評価審査委員会の審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。 2 前項の条例で定めるべき事項は、当該条例の定めるところによつて、固定資産評価審査委員会の規程で定めることができる。
--

【新旧対照表】

改正後	改正前
（審査の申出） 第 4 条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副 2 通を委員会に提出しなければならない。 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （1） 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所 （2）～（5） （略） 3 （略） <u>4</u> （略） <u>5</u> （略） （審査申出人の口頭による意見陳述） 第 7 条 （略） 2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （1） 事案の表示 （2） 意見の内容 （3） <u>意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名</u> <u>（4）</u> その他必要な事項 （口頭審理） 第 8 条 （略） 2～4 （略） 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （1） 提出者の住所及び氏名 （2）・（3） （略）	（審査の申出） 第 4 条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副 2 通を委員会に提出しなければならない。 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （1） 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所 （2）～（5） （略） 3 （略） <u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人。以下同じ。）が押印しなければならない。</u> <u>5</u> （略） <u>6</u> （略） （審査申出人の口頭による意見陳述） 第 7 条 （略） 2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し</u>なければならない。 （1） 事案の表示 （2） 意見の内容 <u>（3）</u> その他必要な事項 （口頭審理） 第 8 条 （略） 2～4 （略） 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印し</u>なければならない。 （1） 提出者の住所及び氏名 （2）・（3） （略）

改正後	改正前
6 (略) 7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 審理の場所及び年月日 (3) 出席した関係者の住所及び氏名 (4) 審理の要領 (5) <u>審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名</u> (6) その他必要な事項 (実地調査) 第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 調査の場所及び年月日 (3) 調査の結果 (4) <u>調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名</u> (5) その他必要な事項 (議事についての調書) 第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 会議の場所及び年月日 (3) 会議の要領 (4) <u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名</u> (5) その他必要な事項 (関係者に対する費用の弁償) 第13条 法第433条第7項の規定により関係者に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して<u>四万十町一般職の職員の旅費に関する条例</u>(平成18年四万十町条例第44号)の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。	6 (略) 7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印</u>しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 審理の場所及び年月日 (3) 出席した関係者の住所及び氏名 (4) 審理の要領 (5) その他必要な事項 (実地調査) 第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印</u>しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 調査の場所及び年月日 (3) 調査の結果 (4) その他必要な事項 (議事についての調書) 第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印</u>しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 会議の場所及び年月日 (3) 会議の要領 (4) その他必要な事項 (関係者に対する費用の弁償) 第13条 法第433条第7項の規定により関係者に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して<u>四万十町一般職の職員の旅費に関する条例</u>(平成18年四万十町条例第44号)の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

